2017 年版デュプリケートブリッジの規則

2024年1月１日改正

第73条　意思の伝達、行動、テンポとディセプション

Ａ．パートナー間の意思の伝達の正しい形式

１．オークションおよびプレイ中のパートナー間の意思の伝達は、コールとプレイだけを通して行うものとする。ただし、この規則で明示的に認められた方法は除く。

２．コールおよびプレイは、不適切な強調、所作もしくは抑揚または過度の性急もしくは躊躇がないものとする（ただし、第 73 条 D 項 3 参照）。

Ｂ．パートナー間の意思の伝達の禁止された形式

プレイヤは、第７３条Ａ項に定められたもの以外の方法でパートナーに意思を伝え又は伝えようとしてはならない。

Ｃ．パートナーから偶然に得た不当な情報

１．プレイヤは、パートナーから論評、質問、説明、身振り、所作、過度の強調、抑揚、性急または躊躇、予想外のアラートまたはアラート不履行などを通して不当な情報を偶然に得たときは、それを利用しないよう十分注意しなければならない（第１６条Ｂ項１(a)参照）。

２．本条Ｃ項１に違反するとペナルティが科せられることがある。対戦相手に損害があったときは第１６条Ｂ項３も参照。

Ｄ．テンポあるいは所作の変化

１．プレイヤは、一定のテンポを維持し所作を変えないことが望ましい。これらを変化させることが自分の側に有利になる可能性があるときは、特に注意を払うようにする。そうでないときは、コールまたはプレイを行うテンポまたは所作が意図せずに変化することは反則行為ではない。これらの変化から導き出される推論は、対戦相手にだけ正当なものであり、対戦相手は自己責任でこの情報に基づく行動を取ることができる。

２．プレイヤは、質問、論評または身振りを利用したり、コールまたはプレイを急いだり躊躇したり（例えば、シングルトンをプレイする前に躊躇するなど）、コールまたはプレイする所作、または故意に正しい手順から逸脱することにより、対戦相手を惑わそうとしてはならない（第７３条Ｅ項２も参照）。

３．管轄団体は、オークションの第１ラウンド、スキップビッドの警告の後、または１トリック目などに一定の間を取ることを義務づけることができる。

Ｅ．ディセプション

１．(所作や、普通よりも早くまたは遅くすることで強調したり、パートナー間の秘密の了解事項または経験によって保護されているのでなければ）コールまたはプレイで対戦相手をだまそうとすることは差し支えない。

２．違反行為をしていないプレイヤが対戦相手の質問、論評、所作、テンポなどにより誤った推論に導かれた場合、その対戦相手にその行動を取るはっきりしたブリッジ上の理由がなく、その対戦相手が行動の時点で自分が有利になりうることを

知り得たとディレクターが判断した場合には、調整スコアを与えるものとする。

第89条　禁止された行動及び非難されるべき振舞い

Ａ．次に挙げるものは反則である。

１．不正な方法で、現在プレイされているボード又はプレイが予定されているボードに関する情報を得ようとすること

２．現在プレイされているボード又はプレイが予定されているボードに関する不正な情報を使用すること

３．禁止された方法で、現在プレイされているボードに関する情報をパートナーに伝え又は伝えようとすること

４．プレイが予定されているボードに関する情報を他のプレイヤに伝え又は伝えようとすること

Ｂ．Ａ項に違反したプレイヤは、非難されるべき振舞いに対して、これに関係する懲戒規則に規定される制裁を科されなければならない。*

Ｃ．禁止された方法による情報伝達を用いたことに関する競技者の容疑を証明し又は裏付けるために、統計的又は確率的分析を用いることができる。

Ｄ．次に挙げるものはいずれも、問題となっているボードの結果やパートナーによるその後の行為（又は行為しないこと）にかかわらず、不正行為の判断の基礎づけに用いることができる。

１．プレイヤの所作又は動作とそのプレイヤが持っているカードとの間の統計的に有意な相関の存在

２．プレイヤの特異な行動選択とパートナー又は対戦相手が持っているカードとの間の統計的に有意な相関の存在

３．まだプレイされていないボード又はまだ公表されていない結果に関する不正に得た情報の所持

* 管轄団体は、管轄地域外で行われた競技会において得られた証拠を、他の管轄団体が行った懲戒処分を含めて、考慮することができる。